

報告事項 6

損害賠償請求事件について

のことについて、別紙資料に基づき報告します。

令和3年10月18日

教職員課

損害賠償請求事件について

1 当事者

原告（控訴人）：小学校の元教諭

被告（被控訴人）：愛知県

2 事件の概要

(1) 事件の経過

原告は、市教育委員会から指導改善研修を受講する旨の命令を受け、平成30年度は月曜日から木曜日まで愛知県総合教育センターにおいて指導改善研修を受講する予定であったが、欠勤を続けた。

平成30年4月17日、校内において、原告を説得するために来校した市教育委員会職員とともに、校長、教頭、事務職員は、原告に研修の目的を説明し、説得をしようとしたが、原告は校長らの話を聞こうとせずに、校内を逃げ回った上、暴れて興奮状態で児童の方に行こうとしたため、校長らが原告を制止した結果、身体接触に至った。

(2) 原告の主張

原告は、児童が見ているにも関わらず、校長ら4名が、暴力をもって指導改善研修命令を強制しようとしたことに筆舌に尽くしがたい精神的衝撃を受けるとともに傷害を受け、教員としての職務遂行に支障をきたした。

校長らの監禁、傷害及び脅迫行為は、故意又は過失により違法に損害を加えたものであり、2,000万円の損害賠償を求める。（提起日：平成30年6月25日）

3 判決の概要

(1) 判決結果

第一審判決 県側勝訴（令和3年2月17日）

控訴審判決 県側勝訴（令和3年7月15日）

(2) 理由趣旨

校長らは、指導改善研修命令に違反して所属校に来校していた原告に対し、同研修を受講するよう説得に努めたが、原告は、不合理な口実を述べてこれを無視し反抗的な態度を示したばかりか、児童の眼前で原告を制止しようとする校長らに対して激しく暴れ、暴行を加えたことが認められる。

原告は、校長らが原告に対して不法な監禁を行い、暴行を加え、脅迫に及んだと主張するが、録音記録と一致しないことから信用できず、原告の請求には理由がない。

4 上告について

(1) 上告提起 令和3年8月10日（火）

(2) 上告却下 同年9月15日（水）